2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3　指定登録機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（立入検査を行う職員の証明書）

第四十八条の三十　法第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の十七第二項の身分を示す証票の様式は、様式第十二号の十六によるものとする。

（指定登録機関が登録事務を行う場合における規定の適用）

第四十八条の三十一　法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）が同項に規定する登録事務（以下「登録事務」という。）を行う場合における第四十八条の十六第二項、第四十八条の十八、第四十八条の二十及び第四十八条の二十一の規定の適用については、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関」とする。

2　指定登録機関が登録事務を行う場合における第四十八条の二十三の規定の適用については、同条中「厚生労働大臣」とあるのは、「業務を廃止し、又は死亡したときにあつては指定登録機関に、同条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときにあつては厚生労働大臣」とする。

第六十条を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　職業能力検定

第三章中第六十一条の前に次の一条を加える。

（技能検定の職種）

第六十条　法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める職種は、別表第十一の三の三に掲げるとおりとする。

2　職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条の厚生労働省令で定める職種は、別表第十一の三の四に掲げるとおりとする。

第六十二条の二を第六十二条の三とする。

第六十二条の次に次の一条を加える。

（実技試験の実施方法）

第六十二条の二　技能検定の実技試験の実施方法は、別表第十一の四の二の上欄に掲げる検定職種に応じ、同表の下欄に掲げる方法のうち、いずれか一以上のものにより行う方法とする。

第六十三条の三中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第六十三条の五第一項、第二項及び第四項第二号中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、同項第三号中「金額」を「額」に改める。

第六十三条の五の二中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第六十三条の五の三第一号に次のように加える。

ニ　新たに試験を行おうとする場合にあつては、当該申請者が行おうとする試験に関して、客観的な評価基準による学科試験及び実技試験に係る試行的な試験であつて実践的であるものとして厚生労働省職業能力開発局長が定めるものを適切に実施したものであること。

第六十三条の五の三第二号中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第六十三条の六第一項中「試験業務の実施に関する規程（以下この節において」に改め、同条第二項第六号から第八号までの規定中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第六十三条の七（見出しを含む。）並びに第六十三条の九第三項及び第四項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第六十三条の十第一項第二号中「試験業務に関し」を「技能検定試験業務に関し」に改める。

第六十三条の十二（見出しを含む。）及び第六十三条の十三第三号中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第六十四条の七第一項中「職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第二」を「別表第十一の三の四」に、同条第三項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第六十五条の二第一項中「職業能力開発促進法施行令別表第二」を「別表第十一の三の四」に改め、同条第四項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第六十六条第一項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第六十七条中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

第六十八条第二項中「職業能力開発促進法施行令別表第一」を「別表第十一の三の三」に、「職業能力開発促進法施行令別表第二」を「別表第十一の三の四」に改める。

第六十九条第二項及び第七十条中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

第三章中第七十一条の次に次の三条を加える。

（職業能力検定の認定）

第七十一条の二　厚生労働大臣は、事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体（以下この条において「事業主等」という。）からの申請に基づき、当該事業主等の行う職業能力検定について、その内容及び実施体制に関し、法第五十条の二に規定する基準その他の厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

2　前項の規定による認定（以下この項及び次条において単に「認定」という。）は、認定を受けようとする職種ごとに行うものとする。

（厚生労働省認定の表示）

第七十一条の三　前条第一項の認定を受けた職業能力検定については、「厚生労働省認定」の表示をすることができる。

（認定の手続等）

第七十一条の四　前二条に定めるもののほか、認定の手続その他の職業能力検定の認定に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

別表第五第一号の表印刷科の項中「オフセット印刷法」を「オフセット印刷法」に改め、同表ブロック建築科の項中「ブロック建築科」を「ブロック建築科」に改め、同表防水施工科の項中「アスファルト防水施工法」を「アスファルト防水施工法」に改め、同表カーテンウオール施工科の項中「カーテンウオール施工科」を「カーテンウオール一般」に改め、同表テクニカルイラストレーション科の項中「テクニカルイラストレーション科」を「テクニカルイラストレーション科」に改め、同表工業包装科の項中「パツキングリスト」を「パッキングリスト」に改め、別表第五第二号の表印刷科の項中「オフセット印刷法」を「オフセット印刷法」に改め、同表ブロック建築科の項中「ブロック建築科」を「ブロック建築科」に改め、同表カーテンウオール施工科の項中「カーテンウオール一般」を「カーテンウォール一般」に改める。

別表第十一の二中

機械加工 放電加工 金型製作 仕上げ 機械検査 機械保全 油圧装置調整 テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図	機械科

を

機械加工 放電加工 金型製作 仕上げ 機械検査 機械保全 油圧装置調整 テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図	